

南部地域の企業・魅力体感ツアー運営業務委託仕様書

1 委託業務名

南部地域の企業・魅力体感ツアー運営業務委託

※本事業において、地域の区分は以下のとおりとする。

南部地域：伊勢市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、大台町、玉城町、
度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町（計 13 市町）
うち伊勢志摩地域：伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町
（計 6 市町）
うち紀勢・東紀州地域：大台町、大紀町、尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、
紀宝町（計 7 市町）

2 履行期間

契約の日から令和 8 年 3 月 13 日（金）まで

3 業務の目的及び概要

高等教育機関が少なく、若者の流出が著しい南部地域においては、地域活力の維持のためにも、地域外に進学・就職した若者等を対象とした人口の還流に向けた取組が必要である。

本業務は、将来的な人口の還流に向けて、南部地域にある地域の資源を活かして事業を展開する企業等の見学や、地域だからこそできる様々なことにチャレンジをして生き活きと暮らす方々との交流、自然や文化の体験を通して、地域で働くことや暮らすことの魅力を地域外の若者に体感してもらうためのツアーを実施・運営するものである。

4 業務の明細

以下の業務を実施すること。詳細の条件は次のとおり。

（1）ツアー企画・実施業務

①コースの設定

ア) 南部地域を訪問する 1 泊 2 日以上ツアーを企画、実施すること。なお、ツアーは原則として、伊勢志摩地域の市町を訪れるものを 1 回、紀勢・東紀州地域の市町を訪れるものを 1 回の合計 2 回のツアーを実施すること。ただし、それぞれの行程については、原則として以下のいずれかの市町を含む行程を提案することとし、三重県と協議のうえ決定するものとする。

伊勢志摩地域	玉城町、度会町
紀勢・東紀州地域	大紀町、御浜町、紀宝町

イ) 1 ツアーあたり 2 社以上の南部地域の企業等（NPO 法人、農業法人、社会福祉法人等の各種法人や団体を含む。以下同じ。）への訪問を組み込むこと。

ウ) 本事業が主に地域外の若者をメインターゲットにしていることを念頭に、訪問先企業等と調整をし、単なる紹介にとどまらず、U・I ターンして活躍している人が当該

- 企業等に就職した理由をプレゼンテーションする時間や、当該企業等の取組について理解を深めるためのワークショップ・現場視察を組み込む等の工夫をすること。
- エ) 訪問先企業等には委託料の中から謝礼をお支払いすること。
- オ) 往路について、津市内に集合地を設定し、当該集合地を出発地とするか、経由したうえで訪問先に向かう行程とすること。なお、復路については、原則として往路で設定した集合地まで参加者を送ったうえで解散することとする。ただし、参加者の住所地等を踏まえて個別に調整することは差し支えない。
- カ) ツアーの中で、地域の産業や地域づくりの取組に触れる機会、又は南部地域の自然等を体験する機会を設けること。なお、この体験はイ) の企業等訪問時に合わせて行うこととしても差し支えない。
- キ) ツアー中に参加者と地域の方々との交流会を開催すること（詳細は「(2) 地域の方々との交流会の開催」を参照。）。
- ク) ツアー日程は、メインターゲットとする参加者（②ア）参照）が参加しやすい日程とすること。

②参加者の条件

- ア) 参加者のメインターゲットは南部地域外に進学した大学生、南部地域外に就職した社会人3年目程度までの方とする。その他、南部地域出身でなくても、南部地域の企業等や暮らしに興味を持つ学生や若手社会人をターゲットに含めることは差し支えない。ただし、いずれも原則として満30歳を参加上限とする。
- イ) 1 ツアーあたり原則として15名以上の参加者を確保すること。ただし、体調不良によるキャンセル等、やむを得ない事情で確保できなくなった場合はこの限りでない。

③参加者の募集

- ア) 参加者の募集にあたっては、チラシ（電子チラシ可）を作成し配布すること。
- イ) 人数の確保に向けて、web 広告や SNS 広告の出稿、受託者自らが有する広報媒体などの活用等、効果的な方法を検討し、予算の範囲内で積極的に取り組むこと。
- ウ) ツアーの募集期間は原則として1カ月以上を確保すること。

④ツアーの条件

- ア) 参加者全員が乗ることができるバス、及びバスの運転手を手配すること。
- イ) 参加者の昼食を手配すること。なお、可能な限り地域の事業者を利用して調達すること。
- ウ) 参加者全員が宿泊できる宿泊先を確保すること（民宿等の場合は近隣の宿への分宿も可）。可能な限り個室の確保に努めることとし、やむを得ず相部屋とする場合は、男女、喫煙・禁煙を分けること。
- エ) ツアーは、安全に十分配慮して実施すること。また、ツアー中の事故に備えて、ツアー参加者全員に国内旅行傷害保険に加入させること。
- オ) ツアーには運営スタッフが同行すること。

- カ) ツアー参加者にツアーの満足度や参加前後での南部地域への印象の変化、将来的な南部地域への U ターンや移住の意向等に関するアンケートを実施すること。
- キ) ツアーの実施にあたって、受託者が第 1 種又は第 2 種旅行業の登録業者でない場合は、登録業者に委託して実施する等し、旅行業法、道路運送法等の関係法令を遵守すること。
- ク) ツアーの実施にあたっては、社会情勢に応じて各種感染症の感染対策を講じて実施すること。

(2) 地域の方々との交流会の開催

- ア) ツアー中に、南部地域で生き活きと働き、暮らしている方々とツアー参加者との交流会を開催すること。なお、実施内容の詳細は、三重県と協議のうえ、決定すること。
- イ) 交流会に参加していただく地域の方々は 3 名程度を確保すること。(例：デジタル技術を活用する等し、地域にいながらも都市部と遜色なく仕事をされている方や地域の魅力を活かした働き方をされている方、地域おこし協力隊の方々等。)
- ウ) 参加してくださった地域の方々には委託料の中から謝礼をお支払いすること。
- エ) 交流会の会場を確保すること。なお、会場は南部地域の自然や文化など、南部地域の魅力を参加者に伝えられる場所とすることが望ましい。
- オ) 交流会の進行は受託者において行い、会が円滑に進むよう工夫をすること。

(3) 報告書作成

- ア) ツアーの結果を報告書にまとめること。その際、実施して見えた課題、今後実施するうえでの改善点等についてとりまとめること。
- イ) 報告書には、ツアー参加者に向けて実施したアンケート結果を掲載するとともに、分析して結果をまとめること。

(4) 独自提案取組

ツアーの趣旨を踏まえたうえで、当該事業をより効果的な内容とする方策(例：ツアーの様子を SNS 等で積極的に情報発信する等)について、委託料の範囲内で実施可能なものがあれば提案のうえ取り組むこと。

5 留意事項(ツアー参加費について)

ツアー参加費は以下に相当する額とし、県と協議のうえ、参加者 1 人あたり 10,000 円以内を目安に設定することとする。なお、この場合において、参加者数いかに問わず、委託料の調整は行わないものとする。

- ・体験費用【(1) ①カ】
- ・1、2 日目の昼食費【(1) ④イ】
- ・宿泊費【(1) ④ウ】
- ・国内旅行傷害保険の保険料【(1) ④エ】
- ・交流会の参加費【(2) ア】

6 業務実施上の条件

- (1) 委託業務の実施にあたって、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と協議を重ねながら実施するものとする。そのため、協議の結果、提案内容と業務実施内容とが異なる場合がある。
- (2) 肖像権・著作権に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者が必要な処理を行うものとする。
- (3) 本契約に基づく成果物の所有権は、三重県へ成果物の引き渡しが完了したときに三重県に移転するものとし、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、成果物の引き渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、著作者は、成果物に係る著作者人格権を将来にわたって一切行使しないものとする。ただし、上記以外に有効な手法がある場合には、適宜提案すること。なお、使用に関して条件や制限があるものについては、その都度両方で別途協議するものとする。
- (4) 再委託を行う場合には、事前に三重県の了解を得たうえで、再委託先事業者の管理監督を行うこと。なお、業務遂行上、必要に応じて、再委託先に対して三重県が直接に指示をする場合がある。
- (5) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (6) 委託業務を通じて取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律の適用を受けるものとする。
- (7) 受託事業者は、受託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき理由により偽造又は不正取引等で三重県に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。
- (8) 受託事業者は、委託業務の履行にあたり、受託事業者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合は、その賠償の責めを負うものとする。
- (9) 三重県は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- (10) 三重県が受託事業者を決定した後、委託契約にあたり、仕様書に定める事項及び仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく三重県と協議を行うものとする。

7 納品する成果物

- 4 (3) で作成した事業実施報告書を紙媒体、電子データそれぞれ1部ずつ提出すること。

ア 提出期限 令和8年3月13日（金）

イ 提出場所 三重県 地域連携・交通部 南部地域振興局 南部地域振興企画課